

Ⅱ 調布市教育プラン策定に向けて

1 調布市教育振興基本計画(調布市教育プラン)とは

- ・ 調布市教育振興基本計画

教育基本法第17条には、政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

地方公共団体は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない、としている。

この第17条の規定を受け、調布市教育委員会では調布市教育振興基本計画(以下調布市教育プラン)を策定することにし、市の実情に応じた教育理念の実現に向けて、今後の10年間を通じて目指すべき姿を明らかにするとともに、これからの5年間に取り組むべき施策を総合的、計画的に推進するための調布市教育プランにしていく。

2 教育基本法の改正と教育振興基本計画

- ・ 教育基本法制定
- ・ 教育環境の変化

国は、現在の社会状況に応じた、教育関連法規の見直しを図った。

昭和22年 教育基本法制定

社会の変化：国際化，情報化，少子高齢化，核家族化
価値観の多様化，社会全体の規範意識の低下

家庭，学校，地域社会の変化：役割が不明確，
ネットワークの再構築が必要等の課題

子どもの変化：基本的生活習慣の乱れ，学習意欲の低下，
体を動かさない子ども（体力低下），社会性の低下，
規範意識の低下等の現象

平成18年 教育基本法改正

第17条 「教育振興基本計画」の策定について規定

- ・ 教育基本法改正
- ・ 教育振興基本計画
- ・ 国の教育振興基本計画

<国の教育振興基本計画>

教育振興基本計画は、10年後の教育のあるべき姿を見

・ 四つの基本的
方向

据えつつ、今後5年間に取り組むべき施策を明らかにする。
国が策定した教育振興基本計画では、義務教育終了までに、
○すべての子どもが自立して社会で生きていく基礎を育む
○社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる
ことを柱とし、以下の四つの基本的方向が示されている。
1 社会全体で教育の向上に取り組む
2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる
3 教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える
4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

3 調布市教育委員会の取組

・ 調布市の取組

調布市教育委員会では、毎年「調布市教育委員会教育目標」の見直しを行い、年度ごとの教育目標を設定し、この目標を達成するために、「基本方針及び施策の方向」を打ち出して、それに基づく教育施策を推進してきた。

調布市教育委員会の、教育施策にかかわる取組として
○平成16年度「調布市立学校教育充実プラン検討委員会」を設置し、平成18年度に答申を得た
○平成17年度「社会教育計画」が策定され、この計画を基に社会教育が展開されている
○平成21年度、平成22年度及び平成23年度「調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」を作成し公表した
これらのことがあげられる。

・ 情報の公開と
開かれた教育
委員会

このような取組の中で、調布市教育委員会では、一層の事務事業改善を進めるとともに、市民に向けて教育にかかわる情報を公開し、開かれた教育委員会づくりを目指してきた。この基本的な考え方は、今後も継承していく。

4 調布市教育プランの策定

・ 計画期間

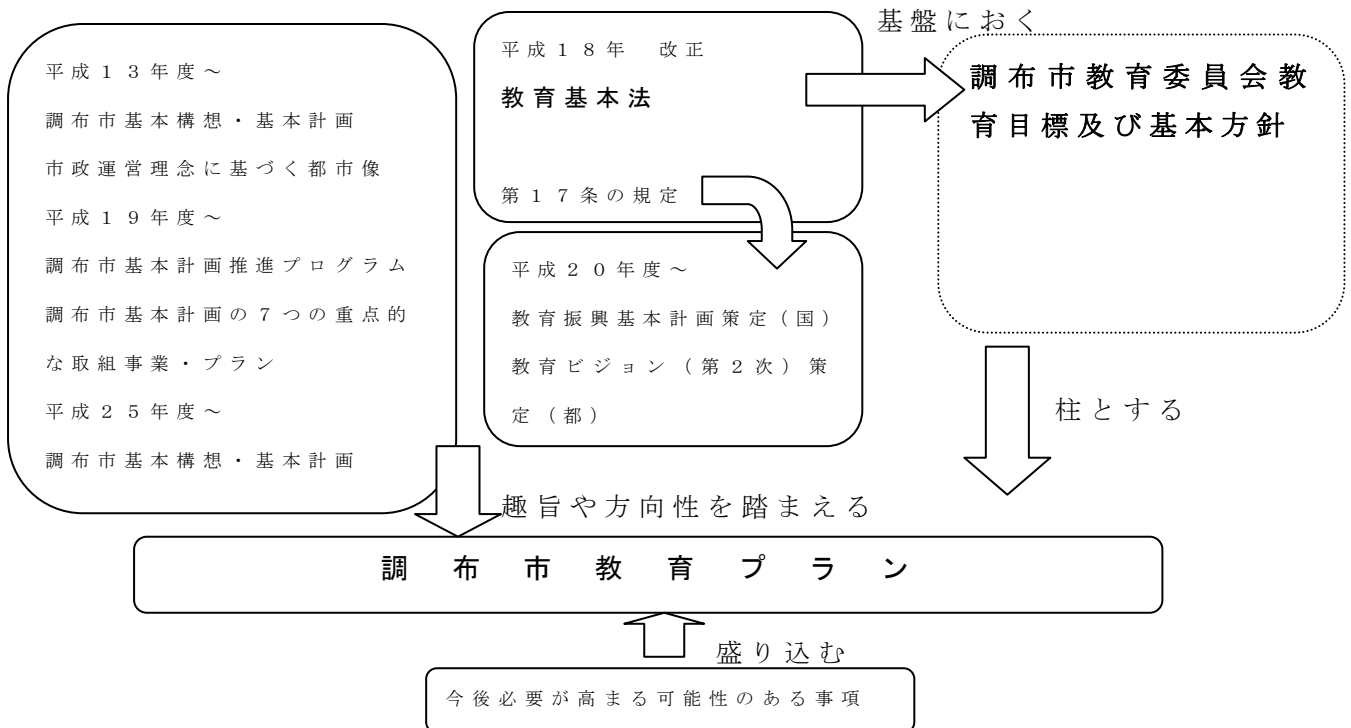
調布市教育プランは、国の基本方針を念頭に置きながらも、調布市の実情をふまえて策定していく。

1 本教育プランの計画期間は、平成22年度を初年度とする10年間として、施策の実現に向けた主要事業計画を、5年間にわたり明示し、その成果を評価しながら教

- ・ 調布市のよさ
課題
- ・ 教育目標
- ・ 基本方針の
評価
- ・ 調布市基本構想、
基本計画

- 育目標の達成状況を把握していく。
- 2 教育委員会として、まず調布市のかかえる特色・課題等を明確にして、教育目標，教育方針，教育施策が調布市のよさの発展と課題解決の方向と結びつくような「調布市教育プラン」の策定をめざす。
 - 3 調布市教育プランの基盤にあるのは，調布市教育委員会の教育目標であり，その目標達成に向けて設定した基本方針を柱として，教育施策展開の方向を示すものでなくてはならないという考え方に立つ。
 - 4 教育は，その理念として不易，変えてはならないことがあると同時に，社会とりわけ調布市の動向の変化を的確に把握しながら，目標・基本方針・施策を見直すことも視野に入れておかななくてはならない。
 - 5 調布市の最上位計画として「調布市基本構想」があり，平成24年度を目標年次と定め，基本計画を策定しており，平成19年度から平成24年度までが後期基本計画の期間となっている。教育委員会が所管する施策や事務事業もこの計画と連動している。そこで，調布市教育プランも，この基本計画との整合性を図ることとした。
また，平成25年度を初年度とする新しい調布市総合基本構想・基本計画が策定されるにあたり，これとの整合性を図るため，教育プランを時点修正した。

<調布市の各計画と調布市教育プランの関係>



5 調布市教育プランの進行と管理

・ 課題意識

・ 事業評価

・ 点検・評価

調布市教育プランを実効あるものにしていくためには、その進行・管理を適切に行っていくことが何よりも大切である。常に教育に対する課題意識をもち、現状を分析して問題点を明らかにし、的確な「ねらい」を設定し、具体的な解決策に結び付けていくことが求められる。

そのためにも、事業評価を「ねらい」にもどって行い、次の改善策につなげていく。「評価のないところに改善はない」という考え方のもと、調布市教育プランの計画を着実に進行していく。その進行と管理は、毎年度作成する「調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」とも連動し、全職員で的確に行っていく。

調布市教育プラン策定の流れ

